

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 産業政策課

法令名	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律			法令番号	産業政策課		
手続名	事業継続力強化支援計画の認定			根拠条項	第5条第1項		
審査基準	<p>認定基準は、次のとおりである。</p> <p>法第5条</p> <p>5 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その事業継続力強化支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 第4項第1号から第3号までに掲げる事項（事業継続力強化支援事業の目標、事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間並びに事業継続力強化支援事業の実施体制）が基本指針（法第3条第1項に基づき経済産業大臣が定める小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本的な指針）に照らして適切なものであること。</p> <p>二 第4項第3号から第5号までに掲げる事項（事業継続力強化支援事業の実施体制、事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法並びに当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合にあつては、当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名並びに当該者との連携に関する事項）が事業継続力強化支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p>						
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間 30日 標準経由期間 日